

静岡県大井川広域水道企業団建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県大井川広域水道企業団が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、予定価格が2百万円以上5百万円未満の建設関連業務を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じた額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

(1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額

- ③ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務
 - ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図 1）
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
 - (6) 電算帳票業務委託は、作業価格に 10 分の 7 を乗じて得た額
 - (7) 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。
- 3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに 10 分の 8.1（測量業務にあっては 10 分の 8.2、地質調査業務にあっては 10 分の 8.5）から 10 分の 6（地質調査業務にあっては 3 分の 2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前 2 項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円)」と記載する。

(対象業者への周知)

第 4 条 本制度の円滑な運用を図るため、企業長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の適用があること」を明示するものとするとともに、建設工事等競争契約入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。

(開札処理)

第 5 条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者とししない旨を通知するものとする。

(入札経過の整理)

第 6 条 前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとするともに、建設工事等競争契約入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 29 年 6 月 15 日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。